

改 正 後	現 行
埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則	埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則
(略)	(略)
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
一・二 (略)	一・二 (略)
三 公共交通機関の施設に関する整備基準	三 公共交通機関の施設に関する整備基準
イ 移動円滑化経路	イ 移動円滑化経路
(4) (1)~(3) (略)	(4) (1)~(3) (略)
(4) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(4) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
(5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路(6)において「乗継ぎ経路」という。のうち、(2)及び(3)、(ハ2)、ニ(2)、ホ(2)、ヘ(2)並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。	(5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路(6)において「乗継ぎ経路」という。のうち、(2)及び(3)、(ハ2)、ニ(2)、ホ(2)、ヘ(2)並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。
(6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。	(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。
ロ ット (略)	ロ ット (略)
チ 昇降機 (略)	チ 昇降機 (略)
(2) (1) (略)	(2) (1) (略)
(2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。	(2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
リ (3) (略)	リ (2) (略)
リ 乗降場	リ 乗降場
(1) 鉄道の駅のプラットホームは、次に定める基準に適合するものと	(1) 鉄道の駅のプラットホームは、次に定める基準に適合するものと

するところ。  
 (七) ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状プロック移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）第一条第四号に規定する内方線付き点状プロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

四〇六 (略)  
 別表第二（第三条、第五条関係）

生活関連施設又は特定生活関連施設の区分	種類	図書
公共交通機関の施設	一 図一 付近見取配置図	方位、道路及び目標となる地物 明示すべき事項
	二 通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道、公用用通路の位置、移動円滑化経路を構成する各部分の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）

するところ。  
 (七) ホームドア、可動式ホームさく、点状プロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

四〇六 (略)  
 別表第二（第三条、第五条関係）

生活関連施設又は特定生活関連施設の区分	種類	図書
公共交通機関の施設	一 付近見取配置図	方位、道路及び目標となる地物 明示すべき事項
	二 通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道、公用用通路の位置、移動円滑化経路を構成する各部分の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状プロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場を有する場合にあっては、その位置及び幅を含む。）

別表第二 (略)	二一五 (略)	場の位置及び幅を含む。)、通路等に設けられる照明設備の位置、傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び照明設備の位置、昇降機の位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる鉄道車両の車いすスペークスに通ずる乗降口の表示、ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備及びさく並びに照明設備の位置並びに車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の位置。
別表第二 (略)	二一五 (略)	場の位置及び幅を含む。)、通路等に設けられる照明設備の位置、傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあつては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び照明設備の位置、昇降機の位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる鉄道車両の車いすスペークスに通ずる乗降口の表示、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備及びさく並びに照明設備の位置並びに車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の位置。

## 様式第2号(3)（第3条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

整備箇所等	整 備 項 目	整備状況	摘 要
1 移動円滑化経路	ア 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を、乗降場ごとに1以上設けているか。	適・否	
	イ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難である場合であって、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合には、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができるとき、又は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくはエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるときを除く。	適・否	該当・非該当
	ウ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合には、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしているか。	適・否	該当・非該当
	エ 乗継ぎ経路のうち、別表第1第3号イ(2)及び(3)、同号ハ(2)、同号二(2)、同号ホ(2)、同号ヘ(2)並びに同号チに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けているか。	適・否	該当・非該当
	オ 主たる乗継ぎ経路と別表第1第3号イ(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合には、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしているか。	適・否	該当・非該当
	カ 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、別表第1第3号イ(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ1以上設けているか。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合を除く。	適・否	該当・非該当
2 視覚障害者誘導用のブロック等	ア 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか。	適・否	
	イ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設しているか。	適・否	該当・非該当
3 出入口 (1) 各室の出入			
	ア 幅は、80cm以上か。	適・否	

## 様式第2号(3)（第3条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

整備箇所等	整 備 項 目	整備状況	摘 要
1 移動円滑化経路	ア 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を、乗降場ごとに1以上設けているか。	適・否	
	イ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターを設けているか。ただし、構造上の理由により傾斜路若しくはエレベーターを設置することが困難である場合であって、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合には、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができるとき、又は公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路若しくはエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができるときを除く。	適・否	該当・非該当
	(新設)	(新設)	(新設)
2 視覚障害者誘導用のブロック等	ア 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか。	適・否	
	イ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設しているか。	適・否	該当・非該当
3 出入口 (1) 各室の出入			
	ア 幅は、80cm以上か。	適・否	

	口	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当
(2) 移動円滑化 経路を構成する出入口		(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	
		(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当
		(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
		ウ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	ア 幅は、90cm以上か。		適・否	
	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当	
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否		
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当	
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	ウ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否		
4 改札口	改札口		該当・非該当	
(1) 自動改札機	改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。	適・否	該当・非該当	
	ア 幅は、90cm以上か。	適・否		
	イ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否		
	ウ 改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。	適・否	該当・非該当	
5 通路等				
(1) 通路等	ア 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、1.5メートル以上か。	適・否	該当・非該当	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否		
	ウ 段を設ける場合には、別表第1第3号ホ(1)(三)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当	

	口	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当
(2) 移動円滑化 経路を構成する出入口		(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	
		(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当
		(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
		ウ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	ア 幅は、90cm以上か。		適・否	
	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当	
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否		
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当	
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	ウ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否		
4 改札口	改札口		該当・非該当	
(1) 自動改札機	改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。	適・否	該当・非該当	
	ア 幅は、90cm以上か。	適・否		
	イ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否		
	ウ 改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。	適・否	該当・非該当	
5 通路等				
(1) 通路等	ア 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、1.5メートル以上か。	適・否	該当・非該当	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否		
	ウ 段を設ける場合には、別表第1第3号ホ(1)(三)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当	

	エ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
(2) 移動円滑化 経路を構成する通路等	オ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
	ア 幅は、1.8m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 通行の際支障となる段を設けていないか。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、別表第1第3号へ(2)に定める基準に適合する傾斜路を併設しているか。	適・否	
	エ 戸を設ける場合には、別表第1第3号ハ(2)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当
	オ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	カ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
	キ 照明設備が設けられているか。	適・否	
	6 傾斜路（その踊場を含む。）		
	(1) 一般的傾斜路	一般の傾斜路	該当・非該当
(2) 移動円滑化 経路を構成する通路等	オ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
	ア 幅は、1.8m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 通行の際支障となる段を設けていないか。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、別表第1第3号へ(2)に定める基準に適合する傾斜路を併設しているか。	適・否	
	エ 戸を設ける場合には、別表第1第3号ハ(2)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当
	オ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
	カ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
	キ 照明設備が設けられているか。	適・否	
	6 傾斜路（その踊場を含む。）		
	(1) 一般的傾斜路	一般の傾斜路	該当・非該当

	エ 突出物等通行の支障となるものを設けていないか。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。	適・否	
(2) 移動円滑化 経路を構成する傾斜路	オ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造としているか。	適・否	該当・非該当
	ア 幅は、1.8m以上か。	適・否	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	ウ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	
	エ 前後の通路等と容易に識別できるものか。	適・否	
	オ 幅は、階段に代わるものにあっては1.2m以上、階段に併設するものにあっては90cm以上か。	適・否	
	イ 両側に手すりを2段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示しているか。	適・否	
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	エ こう配は、1／12（屋外に設けられる場合には、1／20）を超えていないか。ただし、高さ16cm以下のものについては、1／8を超えていないか。	適・否	
	オ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。	適・否	

7 階段（その踊場を含む。）	階段（その踊場を含む。）		該当・非該当
	ア 両側に手すりを連続して2段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示しているか。	適・否	
	イ 幅が4m以上の階段には、中間に手すりを連続して設けているか。ただし、踊場の部分を除く。	適・否	該当・非該当
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	エ 回り段を設けていないか。	適・否	
	オ 段を容易に識別できるものか。	適・否	
	カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造としているか。	適・否	
	キ 高さが3mを超えるものには、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・非該当
	ク 両側に立ち上がりが設けられているか。ただし、側面が壁面である場合を除く。	適・否	
	ケ 照明設備が設けられているか。	適・否	
8 昇降機  (1) 移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー	移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー		該当・非該当
	ア かごは、幅1.4m以上、奥行き1.35m以上か。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、かごの奥行きが1.35m以上のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）を除く。	適・否	
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上か。	適・否	
	ウ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造か。	適・否	
	エ かごの出入口が複数あるエレベーターには、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	オ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	適・否	
	カ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上か。	適・否	
	キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	適・否	
	ク かご内には、手すりを設けているか。	適・否	
	ケ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	適・否	
	コ かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	
7 階段（その踊場を含む。）	階段（その踊場を含む。）		該当・非該当
	ア 両側に手すりを連続して2段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示しているか。	適・否	
	イ 幅が4m以上の階段には、中間に手すりを連続して設けているか。ただし、踊場の部分を除く。	適・否	該当・非該当
	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	エ 回り段を設けていないか。	適・否	
	オ 段を容易に識別できるものか。	適・否	
	カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造としているか。	適・否	
	キ 高さが3mを超えるものには、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・非該当
	ク 両側に立ち上がりが設けられているか。ただし、側面が壁面である場合を除く。	適・否	
	ケ 照明設備が設けられているか。	適・否	
8 昇降機  (1) 移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー	移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー		該当・非該当
	ア かごは、幅1.4m以上、奥行き1.35m以上か。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、かごの奥行きが1.35m以上のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）を除く。	適・否	
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上か。	適・否	
	ウ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造か。	適・否	
	エ かごの出入口が複数あるエレベーターには、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	オ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	適・否	
	カ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上か。	適・否	
	キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	適・否	
	ク かご内には、手すりを設けているか。	適・否	
	ケ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	適・否	
	コ かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	

	サ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	適・否	
	シ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置に設けられたものを除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造か。	適・否	
	ス かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	
	セ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	
	ソ 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合には、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	タ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有しているか。	適・否	
(2) 移動円滑化 経路を構成するエレベーター	移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮しているか。	適・否	該当・非該当
(3) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター	移動円滑化経路を構成するエスカレーター		該当・非該当
	ア 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けているか。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合を除く。	適・否	
	イ 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものか。	適・否	
	ウ 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるものか。	適・否	
	エ 踏段相互の境界を容易に識別できるものか。	適・否	
	オ くし板と踏段との境界を容易に識別できるものか。	適・否	
	カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されているか。ただし、上り専用又は下り専用でないものを除く。	適・否	該当・非該当
	キ 幅は、80cm以上か。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合には、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適・否	
	ク 踏段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができまする構造であり、かつ、車止めが設けられているか。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合には、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適・否	
	ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備が設けられているか。	適・否	
9 乗降場			

	サ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	適・否	
	シ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置に設けられたものを除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造か。	適・否	
	ス かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	
	セ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。	適・否	
	ソ 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合には、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	タ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有しているか。	適・否	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター	移動円滑化経路を構成するエスカレーター		該当・非該当
	ア 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けているか。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合を除く。	適・否	
	イ 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものか。	適・否	
	ウ 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるものか。	適・否	
	エ 踏段相互の境界を容易に識別できるものか。	適・否	
	オ くし板と踏段との境界を容易に識別できるものか。	適・否	
	カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されているか。ただし、上り専用又は下り専用でないものを除く。	適・否	該当・非該当
	キ 幅は、80cm以上か。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合には、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適・否	
	ク 踏段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができまする構造であり、かつ、車止めが設けられているか。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合には、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適・否	
	ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備が設けられているか。	適・否	
9 乗降場			

(1) 鉄道の駅の プラットホー ム	鉄道の駅のプラットホーム		該当・ 非該当
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	イ 排水のための横断こう配は、1%を標準としているか。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合を除く。	適・否	
	ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合には、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられているか。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合を除く。	適・否	該当・ 非該当
	エ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック <u>その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられ ているか。</u>	適・否	
	オ プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けているか。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれがない場合を除く。	適・否	
	カ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられているか。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合を除く。	適・否	
	キ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいか。また、構造上の理由により間隔が大きいときは、警告のための設備が設けられているか。	適・否	
	ク プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面は、できる限り平らか。	適・否	
	ケ 列車に設けられる車いすスペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか。ただし、プラットホーム上の位置が一定しない場合を除く。	適・否	該当・ 非該当
(2) 鉄道の駅以 外の乗降場	照明設備が設けられているか。	適・否	
	鉄道の駅以外の乗降場		該当・ 非該当
	別表第1第3号リ(2)に定める基準に適合しているか。	適・否	
10 便所	便所		該当・ 非該当
(1) 出入口付近 の案内設備	出入口付近に男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法で示すための設備を設けているか。	適・否	
(2) 多機能トイ レ	多機能トイレを1以上設けているか。 ア 出入口の幅は、80cm以上か。	適・否	

(1) 鉄道の駅の プラットホー ム	鉄道の駅のプラットホーム		該当・ 非該当
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	イ 排水のための横断こう配は、1%を標準としているか。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合を除く。	適・否	
	ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合には、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられているか。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合を除く。	適・否	該当・ 非該当
	エ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられているか。	適・否	
	オ プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けているか。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれがない場合を除く。	適・否	
	カ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられているか。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合を除く。	適・否	
	キ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいか。また、構造上の理由により間隔が大きいときは、警告のための設備が設けられているか。	適・否	
	ク プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面は、できる限り平らか。	適・否	
	ケ 列車に設けられる車いすスペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか。ただし、プラットホーム上の位置が一定しない場合を除く。	適・否	該当・ 非該当
(2) 鉄道の駅以 外の乗降場	照明設備が設けられているか。	適・否	
	鉄道の駅以外の乗降場		該当・ 非該当
	別表第1第3号リ(2)に定める基準に適合しているか。	適・否	
10 便所	便所		該当・ 非該当
(1) 出入口付近 の案内設備	出入口付近に男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法で示すための設備を設けているか。	適・否	
(2) 多機能トイ レ	多機能トイレを1以上設けているか。 ア 出入口の幅は、80cm以上か。	適・否	

	イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	エ 出入口には、通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	オ 内部は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造か。	適・否	
	カ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	キ 多機能トイレに設ける洗面器		
	(ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否	
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものか。	適・否	
	(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否	
	ク 出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
(3) 別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所	多機能トイレに加えて便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	該当・非該当*
(4) 男子用小便器	ア 男子用小便器のある便所を設ける場合には、1以上を子ども等の円滑な利用が可能な床置式等の小便器としているか。	適・否	該当・非該当
	イ アにより床置式等の小便器を設けた場合における1以上の便所の床置式等の小便器に、両側に手すりを適切に配置しているか。	適・否	該当・非該当
(5) 乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ替えができる設備	便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(7)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	該当・非該当
	(ア) 便房には、乳幼児用いすが設けられているか。	適・否	
	(イ) 便所又は別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所には、乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられているか。	適・否	
	(ウ) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便所及び別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
(6) オストメイト用設備	便所を設ける場合には、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	

	イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当
	ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当
	エ 出入口には、通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否	
	オ 内部は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造か。	適・否	
	カ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否	
	キ 多機能トイレに設ける洗面器		
	(ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否	
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものか。	適・否	
	(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否	
	ク 出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
(3) 別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所	多機能トイレに加えて便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	該当・非該当*
(4) 男子用小便器	ア 男子用小便器のある便所を設ける場合には、1以上を子ども等の円滑な利用が可能な床置式等の小便器としているか。	適・否	該当・非該当
	イ アにより床置式等の小便器を設けた場合における1以上の便所の床置式等の小便器に、両側に手すりを適切に配置しているか。	適・否	該当・非該当
(5) 乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ替えができる設備	便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(7)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	該当・非該当
	(ア) 便房には、乳幼児用いすが設けられているか。	適・否	
	(イ) 便所又は別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所には、乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられているか。	適・否	
	(ウ) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便所及び別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	
(6) オストメイト用設備	便所を設ける場合には、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けているか。	適・否	

11 カウンター等	カウンター等を設ける場合には、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合を除く。	適・否	該当・非該当	11 カウンター等	カウンター等を設ける場合には、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合を除く。	適・否	該当・非該当
12 案内板等	ア 案内板等  (ア) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものか。 (イ) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行っているか。 (ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けているか。  イ 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合を除く。  ウ 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けているか。  エ 案内、呼び出し等の窓口を設ける場合には、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けているか。  オ 消防法第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）を設ける場合には、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものか。  カ 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けているか。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	適・否	該当・非該当	12 案内板等	ア 案内板等  (ア) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものか。 (イ) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行っているか。 (ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けているか。  イ 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合を除く。  ウ 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けているか。  エ 案内、呼び出し等の窓口を設ける場合には、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けているか。  オ 消防法第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）を設ける場合には、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものか。  カ 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けているか。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	適・否	該当・非該当
13 券売機	券売機を設ける場合には、別表第1第3号ワに定める基準に適合する券売機をそれぞれ1以上設けているか。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合を除く。  (1) 車いす使用者への配慮 金銭投入口、ボタン等の高さは、車いす使用者の円滑な利用に配慮したものか。 (2) 視覚障害者への配慮 視覚障害者の円滑な利用に配慮した別表第1第3号ワ(2)に定める基準に適合する券売機を設けているか。	適・否	該当・非該当	13 券売機	券売機を設ける場合には、別表第1第3号ワに定める基準に適合する券売機をそれぞれ1以上設けているか。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合を除く。  (1) 車いす使用者への配慮 金銭投入口、ボタン等の高さは、車いす使用者の円滑な利用に配慮したものか。 (2) 視覚障害者への配慮 視覚障害者の円滑な利用に配慮した別表第1第3号ワ(2)に定める基準に適合する券売機を設けているか。	適・否	該当・非該当

		(ア) ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行っているか。	適・否	
		(イ) ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けているか。	適・否	
		(ウ) 券売機の横には、点字による運賃表を設けているか。	適・否	
14 授乳場所等	ア 授乳場所等を設けているか。	適・否	該当・ 非該当 *	
	イ 出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	該当・ 非該当	
15 休憩設備	ア 休憩設備を設けているか。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合を除く。	適・否		
	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		

注意 「摘要」欄の\*印は、その整備項目が努力項目であることを示す。

		(ア) ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行っているか。	適・否	
		(イ) ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けているか。	適・否	
		(ウ) 券売機の横には、点字による運賃表を設けているか。	適・否	
14 授乳場所等	ア 授乳場所等を設けているか。	適・否	該当・ 非該当 *	
	イ 出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否	該当・ 非該当	
15 休憩設備	ア 休憩設備を設けているか。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合を除く。	適・否		
	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		

注意 「摘要」欄の\*印は、その整備項目が努力項目であることを示す。